

北区男女共同参画行動計画 第5次アゼリアプラン中間の見直し 概要

○第5次アゼリアプラン中間の見直しの背景

- 女性就業者数の増加を背景に、役職者に占める女性比率は低く、働く女性の非正規雇用比率は上昇。ひとり親家庭を中心に貧困の問題が一層深刻化。
- 男性の育児休業取得率は微増という状況ではあるが、男性が家庭において役割を担うことへの期待や理解は年々増加。
ワークライフバランス実現のためには、男性中心型労働慣行の見直しが喫緊の課題。
- 人権尊重の観点では、性の多様性への理解促進の取り組みが進むなど、誰もが個を認め合える多様性社会の実現が期待されている。

国の動き

- 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)
- 子ども・子育て支援制度本格施行(平成27年4月)
- 女性の職業生活における活躍推進に関する法律(平成28年4月)
- 働き方改革実行計画(平成29年3月)
- いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策(平成29年4月実施)
- 子どもの貧困対策に関する大綱(平成26年8月) など

東京都の動き

- 東京都女性活躍推進白書(平成28年2月)
- 東京都男女共同参画推進総合計画(平成29年3月) など

北区の動き

- 北区子ども・子育て支援計画2015(平成27年4月)
- 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成29年3月改定)
- 北区女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(平成28年4月)
- 北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)(平成29年3月)
- 多文化共生指針策定検討会設置(平成29年5月)など

○第5次アゼリアプラン中間の見直しの方針

- 1 社会状況や国の動き、プランの進捗状況等を踏まえ、目標及び課題の大きな見直しは行わずに、取り組みまでの見直しをおこなう。
- 2 本計画の一部事業を、「女性の職業生活における活躍推進についての計画」として位置づける(女性活躍推進法において区市町村の策定は努力義務)。

○見直しの内容(抜粋) 取組数 68→ 69 事業数 156 → 178

目標1「人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会」

①課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」

- ◆ 取組No.2「若年層に対する暴力防止等に関する意識啓発」(取組名修正)

「JKビジネス問題等に関する意識啓発」(事業追加)

- ◆ 取組No.6「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」(取組名修正)

②課題2「男女の人権侵害防止への取組」

- ◆ 取組No.13「多様性を尊重した人権意識の啓発」(取組名修正)

人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害が起こらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行う。(取組内容修正)

③課題3「生涯を通じた心と体の健康支援」

- ◆ 取組No.14「母子保健事業の推進」
現行の取り組みと整合性を取り、保健師等による面接の文言等を追加。(取組内容修正)

目標2「仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会」

①課題1「仕事と家庭生活の両立」

- ◆ 取組No.21「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進」(事業名修正)

②課題2「子育てや介護を安心して行うための環境整備」

- ◆ 取組No.24「子育て家庭への支援」
育児中の養育者への相談対応や情報提供に関する文言を追加。(取組内容修正)

- ◆ 取組No.28「子どもの貧困対策」(取組追加)
子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長・自立できるよう、子どもの貧困対策に取り組む。ひとり親家庭等向け相談事業など、8つの事業を追加。(取組内容、事業追加)

③課題3「働く場における男女共同参画の推進」

- ◆ 取組No.38「女性活躍の推進」
女性の活躍推進応援塾講座など、4つの事業を追加。
- ◆ 取組No.39「セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発
マタニティハラスメントの文言追加。

目標3「男女があらゆる分野で学び参画する地域社会」

①課題1「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

- ◆ 取組No.45「家庭で育む男女共同参画の意識啓発」
家庭教育学級等の行事を通して、意識啓発を行う。(取組内容修正)

②課題2「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」

- ◆ 取組No.49「男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進」
基本計画をはじめ市内各種計画、特に防災復興関連計画について男女共同参画の視点に配慮する。(取組名・取組内容修正、事業追加)

③課題3「日常生活における男女共同参画の推進」

- ◆ 取組No.55「地域活動への参加促進」
災害時女性リーダー育成研修など2事業追加。
- ◆ 取組No.58「国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進」
多文化共生社会実現の文言追加。(取組内容修正)

計画を推進するためのしくみ

取組の見直し なし

北区女性活躍推進計画

(1)女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

6 取組
11事業

(2)職業生活と家庭生活との両立を図るための必要な環境の整備

4 取組
13事業